

5 平等原則の視点からの検討

国内で支払われる利子所得の利子については分離課税されるものの、国外公社債等の利子については、国外での外国所得税が課されることが想定され、その場合、確定申告の機会を遮断されると、その二重課税の調整の機会がない。そのため、上述の規定が制定されたことにより、強制的に源泉徴収義務者に外国税額控除を適用することを求めていた。この時点で、利子所得以外の必要経費算入が認められない所得については、外国税額控除についての改正がされていないが、それらの所得については、宥恕規定の

適用を認める上で救済されると考えていたのではないのだろうか。

6 課税の内容と実際の負担額の対比

本件の課税関係で、事業所得者が今回の所得を受領した場合（必然的に外国税額は必要経費算入となる）と給与所得者の場合を比べてみると下表のとおりである。

結論

以上のとおり、個人に対する外国税額控除の宥恕規定の適用に当たっては、事業所得者については法人と同等の厳格な適用が容認されようが、必要経費算入が認められない給与所得者等にとっては、仮装隠ぺい等の事実が認められる場合は別として、憲法の要請する平等原則の適用及び懲罰的ともいえるような課税を避けるためにも、原則として、宥恕規定の適用が認められるべきだと考える。

| 給与所得者の場合 | | |
|----------------------|------------|------------|
| | 更正処分 | 外国税額控除 |
| ①給与収入 | 48,440,000 | 48,440,000 |
| ②増加する給与所得 (①×95%) | 46,018,000 | 46,018,000 |
| ③所得税額 (②×50%) | 23,009,000 | 23,009,000 |
| ④米国での税額 | 14,532,000 | 14,532,000 |
| ⑤小計 (③+④) | 37,541,000 | 37,541,000 |
| ⑥外国税額控除* | (適用なし) | 14,532,000 |
| ⑦差引納付税額 (③-⑥) | 23,009,000 | 8,477,000 |
| ⑧差手取額 (①-④-⑦) | 10,899,000 | 25,431,000 |
| 事業所得者の場合 | | |
| | 必要経費算入 | 外国税額控除 |
| ①事業収入 | 48,440,000 | 48,440,000 |
| ②必要経費 (⑤) | 14,532,000 | (適用なし) |
| ③増加する事業所得 (①-②) | 33,908,000 | 48,440,000 |
| ④所得税額 (③×50%) | 16,954,000 | 24,220,000 |
| ⑤米国での税額 | 14,532,000 | 14,532,000 |
| ⑥小計 (④+⑤) | 31,486,000 | 38,752,000 |
| ⑦外国税額控除* | (適用なし) | 14,532,000 |
| ⑧差引納付税額 (④-⑦) | 16,954,000 | 9,688,000 |
| ⑨差手取額 (①-⑤-⑧) | 16,954,000 | 24,220,000 |

- ・ 外国税額控除額は、控除限度額と外国所得税額のいずれか小さい方の金額になる。
- ・ 税率は、当時の税率に基づいて算出しているが、住民税は考慮していない。

特集 外国税額控除を巡る諸問題

キャプティブ保険会社に対するガーンジー島の外国税が外国税額控除の対象となる外国法人税に当たらないとされた事例—損保ジャパン事件—

（事例：東京地裁平成16年（行ウ）第271号、平成17年（行ウ）第69号法人税更正処分）
取消等請求事件・平成18年9月5日判決・TAINS 判例検索 Z 888-1180

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

事例

1 事実の概要

原告X社は、日本国内に本店を置き損害保険等を業とする株式会社であるが、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国領チャネル諸島ガーンジー（以下「ガーンジー」という。）に本店を有し再保険を業とするA社の発行済株式のすべてを保有している。

ところで、被告税務署長Yは、A社が租税特別措置法（以下「措置法」という。）66条の6第1項所定の特定外国子会社等に該当するとして、同項に規定する課税対象留保金額に相当する金額をX社の所得の金額の計算上、益金の額に算入して本件係争事業年度の更正処分等を行った。これに対しX社は、A社の課税所得については、ガーンジーで26%の税率による税額を納付し、既に課税がなされた状態であるのに、日本において再び原告の益金に算入され30%の法人税が課され、ガーンジーにおける税率26%と日本における税率30%が二重に課税されており、その上我が国の法人税に該当しないとの理由で外国税額控除も認められない結果となっていることは違法であるとし、本訴に及んだ。

なお、ガーンジー所得税法の特徴は、次のとおりである。ガーンジーに本店を置く居住法人は、原則としてその全所得に対して20%の標準税率による所得税が課されるが、キャプティブ

保険会社には年間500ポンドの申請料を支払えば免税法人となる選択制度がある。また、居住法人は、International Tax Status「国際課税資格」という税制上の資格を申請によりガーンジー税務当局から取得することができる。この国際課税資格を取得した居住法人については、所得に対して適用される税率を、当該居住法人が資格申請において、0%超30%以下の税率により自由に申請することができる。すなわち、自らの税率を自ら決定（ガーンジー税務当局の承認が必要）できる仕組みとなっている。そこで、A社は税率を26%とする資格申請をし、ガーンジー税務当局により承認され、本件係争年度において適用税率26%の国際課税法人として賦課決定され、本件外国税を納付したのである。

2 当事者の主張

（1）税務当局の主張

租税とは、「一方的・権力的課徴金」（租税の強行性）の性質を持つことに特徴があり、行政機関の裁量又は行政機関と納税者との合意によってその内容が変更されることを許されない性質のものである。外国法人税の意義を検討する場合、法人税法施行令（以下「法令」という。）141条3項が明示するような納付又は還付に関する納税者の裁量が広範な税だけでなく、課税に関する納税者の裁量が広範な税も租税の特性としての強行性を欠き、外国法人税に該当しないというべきである。したがって、本件外国税

は租税の特性としての強行性を欠き、外国法人税に該当せず、むしろガーンジーという国に対するいわば寄附金の性質を有するものというべきである。

(2) 納税者の主張

本件外国税は、ガーンジー政府が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための資金を調達する目的で課するものであり、また、ガーンジー政府が法律の定めに基づいてA社に課する金銭給付である。

また、法令141条3項は確認規定ではなく、二重課税の救済範囲を限定した創設規定と解すべきで、本件外国税は、原告が選択しガーンジー税務当局が承認した税率について、原告が実質的に税負担を負っているのである。法令141条3項1号及び2号が規定する税とは明らかにその性質が異なる。本件外国税は、A社が申請しガーンジー税務当局が承認した税率の税額が、同税務当局によって強制的に徴収されるのであるから、租税としての強行性を有している。

3 裁判所の判断

東京地裁は、本件外国税が外国法人税に該当するかどうかを判断するに当たり、はじめに「我が国の法人税との類似性を殊更強調することは、制度の趣旨にもそぐわないものと考えられる。」しながらも「我が国の法人税とおよそかけ離れた内容、性質を有するものは、一般的な租税概念の範疇にも含まれない可能性が高いものというべきであり、我が国の法人税との類似性は、このような意味で、外国法人税に該当するかどうかの判断の参考となるものと考えられる。」と判示した。

そこで、第1に租税の強行性につき、「ガーンジー島においては、同一の法人の同一の収入に対して、基本的性格を異にする4つの税制が、当該法人の選択によって適用され得る…という極めて不自然な事態が生じているのであり、これを特例規定の適用を受けるかどうかを納税者の選択に委ねるといった、税制における調整的な選択制度と同質のものとして理解することは

到底困難であるといわざるを得ない。そうすると、このような制度は、我が国の法人税においてはおよそ考えられない制度であるのみならず、租税の一般的概念の観点からしても、税の強行性（更には、税において一般的に要請されると考えられる平等性）の概念とは相容れないところがあるものといわざるを得ない。」と判示した。

第2に、税率の交渉について、「本件外国税は、税率という重要な課税要件が、納税者とガーンジー税務当局との合意により決定されるものであって、課税に関する納税者の自由が広範に認められる租税といわざるを得ないのであり、この点において、納付や還付に関し納税者の裁量が広範に認められている税として法人税法施行令141条3項1号、2号に掲げられた租税に類似した側面を有するものというべきであるし（筆者注：東京地裁は法令141条3項各号は例示列举であると判示した。）、租税の特質である強行性と相容れない面があることも否定し難いところである。…重要な課税要件である税率の確定について、その際によるべき基準が示されておらず…実質的には白地規定であるといわざるを得ず、課税権者に広範な裁量の余地を許容するもので、租税法律主義（課税要件明確主義）に反するものであると評価せざるを得ない。」と判示した。

第3に、「本件外国税には自力執行力がなく、かつ租税に対する一般的優先権を承認する制度も存しないため、税の徴収手段において実効性に欠ける点があることも否定し難（く）…租税該当性の判断にマイナスに働く要素になることは否定し難いところである。」と判示した。

以上のとおり、「本件外国税を含むガーンジー島における法人税制は、我が国における法人税制とはおよそかけ離れた制度になっていることはもとより、一般的な租税概念を前提に照らしてみても、不自然なものであると評さざるを得ない」とし、さらには、「ガーンジー島においてこのような『税制』が採用されているのは、外国法人に対し、本国におけるタックスヘイブ

ン税制の適用を回避するためのメニューを提供するためではないかと疑わざるを得ないのであり、この観点からすると、ガーンジー島において徴収される『税』なるものは、その名称にもかかわらず、その実質は、タックスヘイブン税制の適用を回避させるというサービスを提供するための対価であるということも可能なのであって（このような強い誘因を持つ制度であるからこそ、自力執行力等、徴収のための実効性担保措置を必要としないと考えることもできなくなはない。），この点からしても、一般的な租税の概念（特定のサービスに対する対価ではないこと。）に反するものであるといわざるを得ない。」と結論づけた。

問題点

本件では、タックスヘイブン対策税制が外国法人税賦課の有無やその税率を問題としているところ、本件ガーンジーの外国税が法人税法（以下「法」という。）69条1項の外国法人税たる租税に該当するか否かが直接的な争点となっている。

検討

1 キャプティブ保険会社と租税回避スキーム

キャプティブ（captive）とは、“他の会社に所有された”という意味であるが、キャプティブ保険会社とは、一般の損害保険会社のように不特定多数の顧客を対象にするのではなく、事業会社が自己の保険契約を引き受けさせるために設立する保険子会社をいう。このキャプティブのスキームを用いることのメリットは、キャプティブ保険会社を設立することにより自家保険によるリスクの内部化、すなわち保険料を第三者である保険会社に支払うのではなく、自社の子会社に積み立てることによってグループ内に留保することができる一方、当該保険料は税法上も損金算入することができ、キャプティブ保険会社の資本金、準備金という形で留保された

資産についても、タックスヘイブンにキャプティブ保険会社を設立することによって、課税を回避軽減することができるという点にある。

ただし、我が国のタックスヘイブン対策税制では、現地税率が所得金額の25%以下（法令39条の14①二）の軽課国に設立されたキャプティブ保険会社における留保金は、我が国で合算課税されることになり、上記スキームによる課税の軽減効果は滅殺されてしまう。そこで、本件ではガーンジー税制を利用し、原告はタックスヘイブン対策税制の適用を回避する目的で税率26%を選択したのである。したがって、本件は、このようなスキームを前提に法令の趣旨解釈を重視するのか、それともあくまで文理解釈を中心とした判断を行うかといったスタンスの違いにより、結論も大きく左右されるところである。

2 租税の意義

本件の直接的な争点は、本件ガーンジーの外国税が法69条1項の外国法人税に該当するか否かである。法69条1項は、外国法人税とは、「外国の法令により課される法人税に相当する税で政令で定めるものをいう。」と規定している。これを受けた法令141条は、「法第69条第1項（外国税額の控除）に規定する外国の法令により課される法人税に相当する税で政令で定めるものは、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税（以下この款において「外国法人税」という。）とする。」と規定した。したがって、外国税額控除の適用を受けるためには、まず外国に租税を納付していることが第一要件なのである。

ところで、我が国の実定法上、「租税」そのものの意義について規定した法律はないが、最高裁判大法廷は有名なサラリーマン税金訴訟（最高裁判昭和60年3月27日判決）で、「租税は、国家が、その課税権に基づき、特別の給付に対する反対給付としてでなく、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、一定の要件に該当するすべての者に課する金銭給付であ

る」と判示した。したがって、租税の特性として税務当局が主張する「一方的・権力的課徴金」といった租税の強行性は、租税の持つ重要なファクターであることは最高裁大法廷の判断からもうかがわれるところであり、外国法人税にそのような租税の特性が要求されることも外国税額控除の適用の第一要件となる。

しかし、平成13年の改正前は、外国法人税に含まれないものとして、法令141条3項にわずかに附帯税のみを掲げるだけで、同年の改正により、同条3項に現行法の1号から4号が追加され（1号は任意に還付請求できる税、2号は任意に納税を延期することができる税、3号はみなし配当の発生事由による交付資産に対する税、4号は移転価格合意があった場合のみなし配当税である。）、外国法人税の外延の一端が明らかとなった。しかし、この改正により不明確な外延が解明されたわけではなく、また租税そのものの形態を網羅的に列挙することも不可能であるが、東京地裁は本件ガーンジーの外国税は、「重要な課税要件である税率の確定について、その際にるべき基準が示されておらず…実質的には白地規定であるといわざるを得ず、課税権者に広範な裁量の余地を許容するもので、租税法律主義（課税要件明確主義）に反するものであると評価せざるを得ない。」と租税該当性を否認した。

3 本件規定の解釈

筆者は、措置法66条の6がタックスヘイブン対策税制として外国子会社を通じて行われる租税回避に対処することを目的とした制度であるから、本件においても法令解釈においては常にその立法趣旨が優先すると解することに懸念を抱く。

例えば、本件とは事例は異なるが、最近の事件に特定外国子会社の欠損を内国法人の損金に算入することの可否について争われた「双輝汽船事件」がある⁽¹⁾。第一審の松山地裁は、「特定外国子会社等に係る欠損を内国法人の損金の額に算入することが、措置法66条の6によって

禁止されるとすることはできない」と判示して納税者勝訴としたが、控訴審で逆転し、最高裁は次のとおり判示した。

「同条1項（筆者注：措置法66条の6第1項）の規定は、内国法人が、法人の所得等に対する租税の負担がないか又は極端に低い国又は地域に子会社を設立して経済活動を行い、当該子会社に所得を留保することによって、我が国の租税を回避しようとする事例が生ずるようになつたことから、課税要件を明確化して課税執行面における安定性を確保しつつ、このような事例に対処して税負担の実質的な公平を図ることを目的として、一定の要件を満たす外国会社を特定外国子会社等と規定し、これが適用対象留保金額を有する場合に、その内国法人の有する株式等に対応するものとして算出された一定の金額を内国法人の所得の計算上益金の額に算入することとしたものである。他方において、特定外国子会社等に生じた欠損の金額は、法人税法22条3項により内国法人の損金の額に算入されることは明らかである。以上からすれば…特定外国子会社等の所得について、同条1項の規定により当該特定外国子会社等に係る内国法人に対し上記の益金算入がされる関係にあることをもって、当該内国法人の所得を計算するに当たり、上記の欠損の金額を損金の額に算入することができると解することはできないというべきである。」

この双輝汽船事件の問題点は別稿に譲るが、要するに、法令解釈においては措置法66条の6の立法趣旨が重視されたのである。

しかし、筆者は、法69条1項が規定する外国法人税とは、「外国の法令により課される法人税に相当する税で政令で定めるものをいう。」としているところ、この文言を文理解釈するに当たり「で」という身分・資格を表す助詞に着目すると、法69条1項の「政令で定めるもの」とは、「外国の法令により課される法人税に相当する税」の資格がなければならないことになるが、この「税」としての資格は、外国の租税にはいろいろな形態をとるものがあるので、本

來、一般的・普遍的にある「税」の姿を要求しているのではなく、法令141条1項の「外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される」ものを「税」として認識しているものと解釈する。したがって、本件で原告は、ガーンジーの法令に基づく法人の所得を課税標準とした外国税を実際に納付し、それは国際課税資格法人を選択した以上還付されるものではなく、ましてや税務当局が主張するようなガーンジーという国に対する寄附金の出捐ではないし、判決が示すようなタックスヘイブン対策税制の適用を回避させるというサービスを提供するための対価でもない支出なのである。その際、税率の決定は納税者の裁量内にあり、その点は一般的な租税の特性からは奇異の感を抱くことは否めないが、タックスヘイブン対策税制適用の25%を超える税率を選択し（法令39の14①）、わずか1%を超える26%であるが形式基準を満たしているのであり、本件ガーンジーの外国税は、タックスヘイブン対策税制の適用がない「法人の所得を課税標準とする外国税」であったということを認めるべきである。筆者は、結論として、本件ガーンジーの外国税を我が国で外国税額控除の対象としなければ、国際間の二重課税が排除されないものと考える。

なお、仮に租税回避行為のスキームを否認することを前提に法令はその趣旨解釈を含めて課税要件を明確にしたいのであれば、平成13年度の政令改正において法令141条3項の適用除外となる外国法人税に、租税の強行性に関するくだりを明記すべきではなかったか。それを本判決は、同条3項は「一種の解釈規定として位置付けられるべきものなのであるから、同条2項、3項各号の定めは、このような規定の性質上、例示列挙と解するのが素直である。」と法令を彌縫するかのごとく解釈するのは、租税の明確な定義を有さないところではむしろ拡大解釈となるのであり、法的安定性のためにには法令141条は限定的に解するのが筋であると考える。アムビギュイティの法理に従うべきである。こ

の点につき本件の先行研究である大淵論文は、「『自力執行力を有しない租税又は法人税率を納税者が申請することができる税』は外国法人税に含めないとする規定を置くことが、租税法律主義における納税者による予測可能性を担保する上では不可欠な措置である。」⁽²⁾と主張するが、まさに正鶴を射た見解であると解する。

結論

本件事件において私見では、本件ガーンジーの外国税は我が国の法人税に類似するものとして外国税額控除の対象となる資格を有するものと解した。したがって、一方でタックスヘイブン対策税制の適用を受けながら、他方で外国税額控除の適用が認められないことは、二重課税となるものと考えた（措法66の7）。

しかし、以上の私見は法令解釈の上で文理解釈を重視すると導き出される結論の一つであり、別件の双輝汽船事件にも示されたとおり、タックスヘイブン対策税制という制度趣旨から法令解釈をたどると、立法解釈にプライオリティーを置く見解もまた一つの帰着である。

したがって、実務においては、より実際的にこれらの判例動向を斟酌することは、一つのタックスプランニングであるといえる。

*脱稿後、控訴審判決が言い渡され、第一審判決と同様、納税者敗訴となつた（東京高裁平成18年（行コ）第252号・平成19年10月25日判決）。

（注）

（1）【双輝汽船事件】第一審：松山地裁平成14年（行ウ）第4号・平成16年2月10日判決、控訴審：高松高裁平成16年（行コ）第7号・平成16年12月7日判決、上告審：最高裁第二小法廷平成17年（行ヒ）第89号・平成19年9月28日判決。

（2）大淵博義「我が国の法人税と非類似の外国税は『外国法人税』に当たらないとしてタックス・ヘイブン対策税制が適用された事例」（上）（下）『税務事例39巻6号1～9頁（2007），39巻7号1～8頁（2007）参照。